

大牟田市スマート農業機械等導入支援事業 要望調査の実施

要望から審査結果のお知らせまでの流れ

(1) 年度末までの予定を、4月までに把握します

令和7年3月までに事業が完了するもので、補助を希望する案件は、4月末までに書類を提出してください。

(2) 審査を行い、5月下旬に結果をお知らせします

提出された案件を審査し、結果をお知らせします。

【ご注意ください】

※ 審査を行うので、要望しても補助を受けられない場合があります。

採択は、令和4年度、5年度のスマート農業普及事業及び販売農家等支援事業の補助を受けていない方から優先します。

1 補助対象

市内に住所を有する販売農家（農産物の販売額が年額50万円以上）等
※営農集団、農地所有適格法人を含む。

2 事業内容

- ・ 大牟田市内の農地等で利用する経営改善、経営継続に効果のある機械等の導入に対して補助
ただし、対象経費が総額30万円以上（税抜き価格）

事業区分	スマート農業導入タイプ	省力化・効率化支援タイプ
対象経費	ICT技術やロボット技術を搭載した農業用機械等に要する経費を補助	省力化等のための農業用機械等に要する経費を補助
補助率	1/2以内	1/3以内
補助上限額	100万円以内	50万円以内

3 必要書類

- (1) 要望概要書
- (2) 見積書の写し
- (3) 令和5年分確定申告書収支内訳書の写し（農産物販売額がわかる資料）
- (4) 対象農地の位置が分かる地図
- (5) カタログ・パンフレット等

4 提出期限

令和6年4月30日（火）

※郵送の場合は、当日の消印有効

5 提出先

大牟田市役所農林水産課 農業振興担当

6 注意事項

- (1) 採択後、事業内容の変更は認められません。
〔省力化・効率化支援タイプの場合〕
(例) (要望) ラジコン動噴 → (申請) 乗用草刈機
- (2) 採択後、対象経費の増額は認められません。
※ 対象経費は、要望された額を上限とします。
事前に値上げがわかっている場合は、値上げ後の額で提出してください。
- (3) 採択後、正式な申請の手続きが必要となります。申請の際には、2社以上の見積書の添付が必要となります。
※ 要望書には1社分の見積書の添付で結構です。
- (4) 交付申請前に購入されたものは対象外となります。